

質 疑 回 答 書

件名 千鳥が丘小学校大規模改修工事

提出先 一般財団法人神戸住環境整備公社 総務課 契約担当
somu_keiyaku@kobe-rma.or.jp

番号	図面番号	仕様書番号	質問	回答
1	A-03		(建築) グラウンド内に現場事務所設置及び資材置き場、工事用駐車場を借用することは可能でしょうか。	グラウンド側は利用できません。 ①管理教室棟の東側 (367.7 m ²) を当該スペースに想定しています。 なお、この範囲内に収まらない工事用車両は近隣駐車場をご利用ください。
2	A-03		仮設足場設置位置に伴い、職員仮駐車場を図面の位置より移動することは可能でしょうか。	職員仮駐車場の位置や形状は、学校側との協議により多少の変更は可能です。
3	E-05 他		(電気設備) 自火報設備の既設メーカーをご提示願います。	ホーチキ株式会社です。
4		改修-4	工事用仮設電気・水道は当該施設の共用部等からの利用は可能ですか。又その場合の使用料等についてご提示願います。	学校園からの利用は可能です。 子メーターを取り付けて、所定様式にて報告を行い、その報告量に基づき、神戸市教育委員会の算式により算出した金額を負担することになります。
5	A-03		仮設計画図で工事用車両進入路が図面右側(北門)の出入口の指定のみとなっていますが、グラウンド側の仮設足場関係の資材搬出入には難があるので、南門からの出入りも可能と考えてよろしいですか。	②棟と仮設校舎間は学童舎への動線上でもあり児童の通行が多いため、南門からの通行は不可とします。 ②棟へ近接する場合は、学校と協議し誘導員を付け、車両出入口からグラウンドを横断することは可能です。
6	A-03		現場事務所設置について、北側の工事車両進入用エリアは資材置場及び職員車両の通行エリアとなる為、仮設ハウス等の設置に難が有ると思いますので、仮設計画図で②特別・普通教室棟の南妻側の南門隣接地の空地を現場事務所等の仮設用地として利用可能と考えてよろしいですか。	②棟南妻面は仮設用地の花壇を移設するため利用できません。 仮設用地は学校側と協議の上、承諾を得た一時的な資材搬入時等を除き、①棟北側の指定範囲内で完結するようにしてください。

7		改修-11	<p>特記、2章、仮設工事-9 既存部分の養生の「備品・机・ロッカーなどの移動」及び「既存ブラインド、カーテンの処置；監督員指示場所に保管の上、清掃の上、再設置」に○印がありますが、＜移動・保管が必要な備品・ブラインド類等＞の内容・数量等が不詳で見積検討時には金額が確定しません。</p> <p>＜移動・保管が必要な備品・ブラインド類等＞があった場合は、仮移動・復旧費用については別途精算工事と考えてよろしいですか。</p> <p>もし入札金額に含む場合は、「備品・ブラインド類等」の内容・数量等及び移動・保管先をご指示願います。</p>	<p>備品・机等は基本学校側で移動しますが、学校側で移動できない備品については協議の上、設計変更対応とします。</p> <p>移動・保管が必要な備品・ブラインド類等の仮移動・復旧費用等についても同様に設計変更対応とします。</p>
8	A-10 ~12	改修-17	<p>外壁改修工事で、外壁目地のシールの打ち替えが有りますが、①管理教室棟のシールについては明細で＜撤去＞が有りません(明細 P-6 の 6~8 行目)。他の建物部位同様に＜撤去・処分共＞と考えてよろしいですか。</p>	<p>目地の既存シール撤去が必要な場合は、撤去・処分を行うものとします。</p>